

評 委 発 第 1 号
令和6年8月20日

公立大学法人宮崎県立看護大学
理事長 藪田 亨 様

宮崎県地方独立行政法人評価委員会委員長



令和5年度業務実績評価の結果について

このことについて、地方独立行政法人法第78条の2第4項の規定により、別添
のとおり通知します。

(事務局)

宮崎県福祉保健部医療政策課看護担当 河野

TEL:0985-26-7450 FAX:0985-32-4458

E-mail:iryoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

公立大学法人宮崎県立看護大学

令和5年度 業務実績評価書

令和6年8月

宮崎県地方独立行政法人評価委員会

目次

1 評価の基本的な考え方	・・・ 1
2 評価の結果	
(1) 項目別評価	
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	・・・ 2
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	・・・ 4
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	・・・ 5
第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	・・・ 6
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	・・・ 7
(2) 全体評価	・・・ 8

1 評価の基本的な考え方

宮崎県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、地方独立行政法人法附則（令和5年6月16日法律第58号）第3条3項の規定により、なお従前の例によるものとされた改正前の同法第78条の2第1項の規定に基づき、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）の令和5年度における業務の実績について、以下の基本方針等により、法人の作成した業務実績報告書を検証し、その結果を踏まえて評価を実施した。

(1) 評価の基本方針

- ① 大学の教育研究の特性及び大学の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の業務運営の充実・改善に資するものとする。
- ② 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- ③ 本県における看護教育・研究・研修の中核機関として、法人が実施する地域社会と連携した取組等について、積極的に評価を行うものとする。
- ④ 次期中期目標及び中期計画の検討・推進や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

(2) 項目別評価

評価委員会は、次の項目ごとにVからIの5段階で評価を行うとともに、高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等について意見を記述する。

- 第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置
- 第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

< 5段階 >

評価区分	評価内容
V	中期計画の達成に向けて年度計画を上回る実施状況にある
IV	中期計画の達成に向けて年度計画を順調に実施している
III	中期計画の達成に向けて年度計画を概ね順調に実施している
II	年度計画を十分には実施できていない
I	年度計画を大幅に下回っている

(3) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務実績全体についての総合的な評価を記述する。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記述する。

2 評価の結果

(1) 項目別評価

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

① 評価結果及び判断理由

ア 評価結果

IV	中期計画の達成に向けて年度計画を順調に実施している
----	---------------------------

イ 判断理由

法人の小項目評価では、全 48 項目のうちA評価が5項目（10.4%）、B評価が43項目（89.6%）だった。

評価委員会で検証したところ、中期計画の数値目標である学生の授業内容満足度調査（目標 80%）が 94.1%、学部卒業生の県内就職率（目標 50%以上）が 45.6%、助産師課程（別科）の県内就職率（目標 80%）が 86.7%、国家試験合格率（目標 100%）が看護師 95.9%、保健師 100%、助産師 100%であり、一部達成できていない項目はあるものの、推薦入学生向けの学修意欲向上や県内定着のための新たな取組を行っていることや、教育・研究・地域貢献に関する活動について概ね計画どおりに実施されていること等から総合的に判断し、評価については「IV」に相当すると認められる。

② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

《教育に関する目標を達成するための措置》

（教育の内容）

○ 学生の主体的な学修の促進と教員の授業の評価・改善等につなげるため、各科目の授業計画等に関する到達目標や学習内容、評価基準等の充実に図ったほか、令和5年度からの地域包括ケア実習の開始にあたり、県内 48 施設に加え大学近隣 30 世帯での実習体制を整えるなど、学生の円滑な学修・実習体制の整備に取り組んでいることは評価できる。

○ 学生の授業内容満足度調査について、5段階評価の上位2項目（「強くそう思う」「そう思う」）の割合が 94.1%であり、目標の 80%を上回っていることは評価できる。

（教育の実施体制）

○ 教員評価項目の精選や教育・研究等の課題の確認・共有、評価のフィードバックを実施しており、他大学の教員評価の状況も情報収集を行っている。今後も引き続き適切な教員評価の実施に努めてほしい。

(学生の確保)

- 意欲ある学生を確保するため、オープンキャンパスでの体験授業や個別相談会、県内高校訪問や模擬講義、地区別進学相談会など、幅広い入試広報活動に取り組んでいることは評価できる。SNSを活用した大学の魅力発信など更なる広報力の強化を行い、学生の確保に向け取り組んでほしい。
- 「地域医療を支える看護学生スタートアップ講座」の対象を従来の地域推薦入学生6名から一般推薦入学生を含めた40名まで拡大し、入学前課題においても県内医療の課題理解や県内就職への関心を図り、入学後の学修意欲の向上を図っていることは評価できる。
- 大学院における保健師養成課程について、将来に向けた地域の安定的な保健師人材の獲得・定着につなげるため、県や関係自治体とも連携しながら、学生の確保や県内就職のための取組を推進してほしい。

(学生支援)

- 国家試験対策として模擬試験の結果等を踏まえ集団指導や個別指導など教員が連携して対応していること、就職対策として小論文講座や模擬面接など学生の意向を踏まえながら指導していることは評価できる。
- 県内就職率の目標達成に向け、学年に応じたキャリア教育や就職ガイダンス、県内医療機関合同就職説明会や県内に就職した卒業生による「看護実践を知る会」を実施するなど、県内就職に向けた意識醸成を計画的に実施していることは評価できる。今後も学生への意識付けや県・県内高等学校・医療機関等との更なる連携強化を図るとともに、これまでの対策を評価分析し、県内就職の促進を図る効果的な対策に取り組んでほしい。
- 別科助産専攻課程において、県内で活躍する助産師や産科医師による講義を行い、県が抱える性感染症や人工妊娠中絶率などの課題や問題点を考える機会を設けているほか、実習等を通して県内産科医療機関の意義や魅力を伝え、県内定着の促進を図っていることは評価できる。

《研究に関する目標を達成するための措置》

- 外部機関と連携した共同研究を推進するため、教員の研究内容や共同研究可能なテーマをまとめた研究シーズ集を作成しホームページに公表したほか、学内の公募型の研究助成事業について、採択者の意見をもとに制度の見直しを図り学内の研究活動の活性化を促進していることは評価できる。引き続き、研究活動の推進とともに、研究費確保など教員等への支援体制の充実に努めてほしい。

《地域貢献に関する目標を達成するための措置》

- 新型コロナウイルス等の感染症に対応できるよう、感染管理認定看護師教育課程を開講したほか、特定行為研修制度を組み込んだ教育課程を令和9年度に開設予定とすることを決定し、着実に準備を進めていることは評価できる。
- 地域貢献等研究推進事業等を活用し、関係団体と連携した出前講座「出張！ひむかアカデミア」を22回実施したほか、保健師、助産師、看護師に対する研修会により看護職者の専門性や実践力の向上を図っていることは評価できる。今後とも地域のニーズを的確に把握し、大学の研究成果や人的資源を生かした取組を実施してほしい。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

① 評価結果及び判断理由

ア 評価結果

Ⅲ	中期計画の達成に向けて年度計画を概ね順調に実施している
---	-----------------------------

イ 判断理由

法人の小項目評価では、全9項目がB評価であった。

評価委員会で検証したところ、大学が将来にわたって安定的に運営できるよう、働き方改革の推進や教職員の労務管理に的確に取り組んでいること、教職員の教育研究活動や業務実態を把握し適正な人事配置に向け対応していること、コミュニケーションツールの活用等により業務の効率化を推進していることなどを総合的に判断し、評価については「Ⅲ」に相当すると認められる。

② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

- 教員評価や出退勤管理簿、教員面接による業務実態の把握や業務課題の共有を図り適正な人事配置を行っていること、事務職員が公立大学法人に係る会計研修を受講し専門性を高めていることなど、効率的・効果的な教育研究体制や専門性の向上に努めていることは評価できる。将来に渡って必要な人材を確保できるよう、教員の働き方や人事上の課題を抽出し、改善を図るための情報収集・検討に引き続き取り組んでほしい。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

① 評価結果及び判断理由

ア 評価結果

IV	中期計画の達成に向けて年度計画を順調に実施している
----	---------------------------

イ 判断理由

法人の小項目評価では、全5項目がB評価であった。

評価委員会で検証したところ、授業料等について計画的な納付指導により全額納付されていることや、大学全体で光熱水費等の経費削減に取り組んでいること、科学研究費助成事業の採択に向けて学内体制を整え、積極的な申請を行っていること等を総合的に判断し、評価については「IV」に相当すると認められる。

② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

- 授業料等の納付について、学生や保護者に対する口座振替日の周知や分割納付制度等の案内など計画的な納付指導により全額納付されていることや、物価高の影響が長引く中、学内照明のLED化やガス供給契約の見直しなど経費削減に取り組んでいることや、長寿命化計画に基づき計画的に施設設備の改修を行っていることは評価できる。
- 外部資金の確保に向け引き続き情報提供や申請手続のサポートを行うほか、科学研究費助成事業については、外部機関による添削サービスの更なる利用拡大や不採択事業のブラッシュアップを行うなど、計画的・積極的に取り組んでほしい。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

① 評価結果及び判断理由

ア 評価結果

IV	中期計画の達成に向けて年度計画を順調に実施している
----	---------------------------

イ 判断理由

法人の小項目評価では、全3項目のうちA評価が1項目（33.4%）、B評価が2項目（66.6%）であった。

評価委員会で検証したところ、令和4年度の大学機関別認証評価※での指摘事項に係る改善を行ったことや、情報の提供に関して、ホームページでの迅速な情報発信や Instagram における大学の公式アカウントの開設・運用マニュアルの作成など、総合的に判断し評価については「IV」に相当すると認められる。

※ 大学機関別認証評価

学校教育法に基づき、国公私大学等は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による第三者評価を7年以内に1回受けることを義務付けられている。大学等の教育研究の質の担保を図り、大学等の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に確認するため平成16年度から導入されている。

② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

- 令和4年度の大学機関別認証評価における指摘事項を受け、各科目の授業計画の組織的なチェック体制を構築するなど、評価結果に基づいた改善を行っている。
- 情報公開については、今回開設した Instagram をはじめ、ホームページや各種 SNS を活用し、若い世代のニーズを踏まえた大学の魅力発信のあり方を検討するなど、これまで以上に大学の広報力の強化に取り組んでほしい。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

① 評価結果及び判断理由

ア 評価結果

Ⅲ	中期計画の達成に向けて年度計画を概ね順調に実施している
---	-----------------------------

イ 判断理由

法人の小項目評価では、全5項目がB評価であった。

評価委員会で検証したところ、大学の安全管理に関し、BCPの策定や避難訓練等の実施など学内の危機管理に対する意識の向上に努めていることや、情報セキュリティ研修や外部講師による公的研究費の不正使用防止に係る研修を実施し、コンプライアンス意識の啓発を図っていること等を総合的に判断し、評価については「Ⅲ」に相当すると認められる。

② 高く評価する点や、中期計画の達成に向けて取組を強化すべき点等

- 非常時に備え災害用備蓄品の配備を行うとともに、大規模地震等の災害発生時における大学機能の継続・早期復旧を目的としたBCPを策定したこと、交通安全や公的研究費の不正使用防止の研修など、危機管理に対する意識の向上や法令遵守の意識啓発に努めていることは評価できる。今後とも、学内の危機管理体制の強化やコンプライアンス意識の向上を図ってほしい。
- 情報セキュリティ対策については、教職員はもちろん学生に対しても、継続して情報セキュリティポリシーの周知や研修会の実施、標的型攻撃メール訓練等により注意喚起に努めてほしい。

(2) 全体評価

① 総合的な評価

県立看護大学は平成9年に開学。平成29年度から公立大学法人宮崎県立看護大学として、「地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学」を目指しており、自主的・自律的な大学運営に取り組んでいる。令和5年度は第2期中期計画期間（令和5年度～令和10年度）の初年度であり、学長が掲げる「地元創成看護（地元宮崎を看護によりて創り成す）」の理念のもと、評価委員会における意見等を踏まえながら、教職員が一丸となって教育研究等の更なる向上や大学運営の充実・改善に取り組んでほしい。

大項目第1に関しては、年度計画を順調に実施しており、主な成果としては、学生の授業内容満足度が高いこと、入学後の学修意欲の向上を図る目的で実施するスタートアップ講座を一般推薦入学生まで拡大したり、学生の意向を踏まえた国家試験対策の指導等を行ったりしていること、また、学内の公募型研究助成事業の制度を見直し研究活動の活性化を促進していること、保健師・助産師・看護師に対する研修会により看護職者の専門性や実践力の向上を図っていること等が挙げられる。

一方、中期目標・中期計画において掲げられている県内就職率について、令和5年度の実績は45.6%で、目標の50%以上に届いていないことから、県内就職に対する学生への意識付けや県・県内高等学校・医療機関等との更なる連携強化を図るなど、これまでの対策を評価分析し、県内就職の促進を図る効果的な対策に取り組んでほしい。

大項目第2から第5に関しては、年度計画を順調または概ね順調に実施しており、主な成果としては、業務実態の把握や業務課題の共有を図り適正な人事配置を行っていること、学内照明のLED化など経費削減に向けて取り組んでいること、大学機関別認証評価の結果に基づく学内体制の改善を行っていること、BCPの策定や情報セキュリティ研修の実施など、学内の危機管理に対する意識の向上に努めていること等が挙げられる。

総合的には、一部改善の余地があるものの多くの項目で年度計画を達成できていることから、令和5年度の業務実績は概ね順調に進捗していると認められる。引き続き、中期目標・中期計画の達成に向け、着実な業務の推進とその成果に期待する。

② 業務運営の改善その他の勧告事項

改善勧告を要する事項はない。